

広島県歯と口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

広島県歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はその機能を維持し、若しくは向上させる取組（以下「歯と口腔の健康づくり」という。）が、全身の健康を保持又は増進させるとともに、県民の健全な食生活の実践及び日常生活の円滑な営みに重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療等関係者（保健、医療、社会福祉、労働衛生等に関する職務に従事する者をいう。以下同じ。）、教育関係者、事業者、保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）、歯科医療機関及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定め、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 県内の全ての地域において、全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

2 県は、市町、保健医療等関係者、教育関係者、事業者、保険者、歯科医療機関その他の関係機関及び関係団体（以下「健康づくり施策実施者」という。）と連携し、及び協

力するとともに、それらが実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ効果的な実施に必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(市町との連携等)

第四条 県は、前条第一項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施する市町との連携、協力及び調整に努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第五条 教育関係者及び保健医療等関係者（以下この条において「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、相互に連携及び協力をしながら、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に基づく児童生徒等に対する健康診断その他の事業を行うものとする。

2 教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 教育関係者等は、県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(歯科医療機関の役割)

第七条 歯科医療機関は、県民の歯及び口腔の健康の保持に資するため、かかりつけ歯科医機能（住民の歯、口腔その他の健康状態を日常的に把握し、歯及び口腔の健康相談、治療等に対応するとともに、必要に応じて専門性の高い歯科医療機関等を紹介する等の機能をいう。以下同じ。）を十分に発揮し、良質かつ適切な歯科医療又は検診及び保健指導を行うとともに、基本理念にのっとり、県及び健康づくり施策実施者が歯と口腔の健康づくりに関して講じる施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つよう努めるものとする。

2 県民は、県及び健康づくり施策実施者が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関す

る施策、かかりつけ歯科医機能を有する歯科医療機関による支援等を活用することにより、定期的に歯科健診を受けるとともに、必要に応じて歯及び口腔^{くわう}の疾患の予防、治療その他必要な措置を受ける等、自ら歯と口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の推進)

第九条 県は、基本理念にのっとり、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを図るための基本的施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する知識の情報収集及び普及啓発に関すること。
- 二 八〇二〇運動（八十歳になった時においても、二十本以上の歯を保つことを目指す運動をいう。）、噛^かミング三〇運動（十分にしゃくして味わいながら食べることにより、健全な食生活の実践を図ることを目的として、一口当たり三十回以上かんで食べる生活習慣の定着を目指す運動をいう。）その他県民運動等の推進に関すること。
- 三 健康づくり施策実施者との連携体制の構築に関すること。
- 四 健康づくり施策実施者が行う母子保健、学校保健、成人及び高齢者の保健、労働衛生、介護予防、食育等を通じた歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策の促進に関すること。
- 五 健康づくり施策実施者が行うむし歯予防対策、歯周病等の予防・管理、歯及び口腔^{くわう}の保健指導など、県民の生涯にわたる効果的な歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策の促進に関すること。
- 六 介護を必要とする者、障害のある者その他特に配慮を要する者に対する歯科に関する保健医療サービスの確保、地域の実情を踏まえた歯科医療の確保、かかりつけ歯科医機能の充実その他歯科医療提供体制の整備に関すること。
- 七 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
- 八 歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策の効果的な実施に資する調査及び研究の実施に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な施策の実施に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、健康づくり施策実施者が行う歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第十条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を策定し、評価するための基礎

資料とするため、おおむね五年ごとに、県民の歯科疾患のり患状況等に関する調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。

2 県民歯科疾患実態調査の調査対象として県が指定した者は、県民歯科疾患実態調査の実施に協力するよう努めるものとする。

3 県は、県民歯科疾患実態調査の結果を補完するため、健康づくり施策実施者が実施する歯科健診の結果の収集及び集計を毎年行うものとする。

4 県は、県民歯科疾患実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するものとする。

（広島県歯と口腔の健康づくり推進計画）

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、前条に規定する県民歯科疾患実態調査等の結果等を勘案して、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯と口腔の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民及び健康づくり施策実施者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

3 広島県歯と口腔の健康づくり推進計画は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）に基づく健康増進計画、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく医療計画、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）に基づく食育推進計画その他の県が策定する歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画との調和が保たれたものとする。

4 県は、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表するものとする。

5 県は、前条に規定する県民歯科疾患実態調査等の結果及び歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の進捗状況等を勘案して、必要に応じて広島県歯と口腔の健康づくり推進計画を見直すものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画を改定する場合に準用する。

（市町歯科保健計画）

第十二条 市町は、当該市町の実情に応じた住民の歯と口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該市町における歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（次項において「市町歯科保健計画」という。）を策定することができる。

2 県は、市町が市町歯科保健計画を策定しようとする場合には、当該市町の求めに応じ、情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

(いい歯の週間)

第十三条 県民の間に広く歯と口腔くわうの健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、いい歯の日及びいい歯の週間を設ける。

2 いい歯の日は、十一月八日とし、いい歯の週間は、同日から同月十四日までとする。

3 県は、いい歯の週間の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、市町が歯の衛生週間（六月四日から同月十日までをいう。）等に行う事業等を尊重し、市町と連携して、歯と口腔くわうの健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、歯と口腔くわうの健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。